

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度の活用フローチャート【R2.9.1現在】

雇用を維持したい

休業する必要がある

資金繰りに困っている

融資を受けたい

給付を受けたい

税金等の軽減を受けたい

固定資産税
都市計画税

法人税

その他の支援策

雇用調整助成金【厚生労働省】

一時的な休業等により従業員の雇用維持を図った場合に休業手当や賃金等の一部を助成。

休業支援金・給付金【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられた中小企業の従業員のうち、休業中に休業手当を受けることができなかった従業員に対して支援金(給付金)を支給。

政府系金融機関による融資【日本政策金融公庫、商工中金】

売上高が一定以上減少した事業者等を対象とした特別貸付(無利子・無担保)

経営安定化サポート資金「災害枠」【青森県】

保証協会への保証料を100%補助。(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた場合)

小口資金特別保証融資制度「特別小口枠」【弘前市商工労政課】

保証協会への保証料と金融機関への支払い利子を100%補助。(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた場合)

持続化給付金【経済産業省】

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して給付金を給付。(給付額: 法人 最大200万円、個人事業主 最大100万円)

家賃支援給付金【経済産業省】

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者等に対して地代・家賃の負担を軽減する給付金を給付。

(給付額: 法人 最大600万円、個人事業主 最大300万円)

中小企業者等事業継続支援金【弘前市商工労政課】

従業員6人以上の飲食業、タクシー業、運輸代行業を営む中小企業者に対して支援金を給付。(給付額: 飲食業 最大100万円、タクシー業 最大100万円、運輸代行業 最大30万円)

卸売・小売・サービス業事業継続支援金【弘前市商工労政課】

従業員6人以上の卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等に対して支援金を給付。(給付額: 最大50万円)

製造業事業継続支援金【弘前市産業育成課】

製造業を営む事業者に対して支援金を給付。(給付額: 最大50万円)

小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金【弘前市商工労政課】

従業員5人以下の卸売業、小売業、飲食業、サービス業を営む小規模事業者に対して補助金を支給。(補助金額: 最大10万円)

[【家賃補助はこちら】](#)

[【固定資産税相当額補助はこちら】](#)

納税等の猶予制度【国・県・市】

2020年2月以降、収入が減少したすべての事業者について、無担保・延滞金なしで法人税、消費税、固定資産税等の納税、社会保険料、上下水道料等の納付を猶予。

固定資産税・都市計画税の軽減【経済産業省】

事業用の設備・建物等の固定資産税・都市計画税(2021年度課税分)について、半額または全額を免除。

欠損金の繰戻還付【経済産業省】

資本金10億円以下の事業者において、前年度が黒字決算で当該年度が赤字の場合に、前年分の法人税を還付。

生産性革命推進事業の拡充【経済産業省】

各補助事業の補助率または補助上限額を引き上げた「特別枠」を新設

①ものづくり補助金 ②持続化補助金 ③IT導入補助金